社告

時事新報ニ休日ナシ 代價遞送料從前通リ

時事新報ハ明治二十年十一月一日ヨリ以後是迄ノ如ク日曜日毎ニ休刊スルノ慣例ヲ廢シ祭日モ知ラズ日曜モ構ハズ元日ヨリ大晦日マデ一年三百六十五日打チ通シニ發行シテ一日モ休刊セザルコトニ定メタリ

回顧スレバ今ハ早三年ノ昔時事新報ハ全國ノ新聞紙ニ率先シテ祝日祭日年始歳暮等ニ休刊スルノ慣例ヲ廢シ明治十七年十二月四日ヨリ以後ハ一年五十二回ノ日曜日ヲ除クノ外一日モ餘計ノ休暇ヲ取ラザルコトヲ公衆ニ約シ爾來時ニ政府ノ嚴命ニ由テ發行停止ヲ爲シタルノ外ハ嘗テ自カラ此約ニ背キタルコトナカリシ當時社中既ニ日曜日ノ休刊ヲモ廢スルノ議アリシト雖ドモ準備未ダ充分ナラザルヤノ掛念アリシガ爲メニ暫ク之ヲ見合ハセ置キタルニ今日ハ諸般ノ準備最早全ク整頓シテ此上猶ホ躊躇スルヲ要セザルノ地位ニ達シタルガ故ニ今回更メテ之ヲ社中ノ議ニ附シ彌々本年十一月一日ヨリ以後我時事新報ハ更ラニ又日曜日ニ休刊スルノ慣例ヲモ廢シ正味正銘毎日發行ノ新聞紙タルコトニ決定シタリ

斯クシテ日曜日ノ休刊ヲモ廢シ從前ニ比シテ一年五十二回ノ發行數ヲ増加スト雖ドモ時事新報ノ定價ハ總テ舊ノ如ク

一枚 二錢
一ケ月 前金五十錢
六ケ月 前金三圓
一ケ年 前金六圓

時事新報社ヨリ直接ニ毎日郵便ニテ遞送スルモノハ是迄ノ如ク前記定價ノ外ニ一ケ月二十六錢ノ遞送料ヲ申受クベシ

前記ノ如ク毎日刊行ノ時事新報ヲ毎日郵便ニテ遞送スルニ付テハ實際一ケ月三十錢ノ郵便税ヲ要スルコトナレバ今回我時事新報社ハ特別ノ勉強ヲ以テ是迄ノ如ク矢張リ一ケ月二十六錢ノ外遞送料ニ一錢ヲモ増額セザルコトニ定メタリ

本局 東京京橋區南鍋町二丁目十二番地 時事新報社

出張所 大坂東區高麗橋通三丁目三十三番地 時事新報社出張所

時事新報

老壯交代論（前號の續）

西洋諸國に於ては近來官吏を採用するに試驗法を以てす即ち官吏登庸試驗と稱するものにして仕進の私の門を啓らさるは文明の法に於て恥ぢざる所なれ共獨り官吏を登庸するに其法あるのみにして倦みを退隱せしむるに途なきものは首尾未だ全しと云ふ可らず進むに登庸の法ありて退くに亦養老の途ありとすれば仕官者は常に安身立命の處を得て官途と賭場となその弊害も消滅すべきは我輩の期して疑はざる所なり素より政治家にして資産の充分なるものが國家公衆の爲め若しは己れ一身の好事の爲めに樂んで政治を事とするならば兎も角も本篇の旨趣は此等の政治家を相手にして立論したるものに非ず官吏の多數即ち官場に奉公して兼て終身衣食の計と爲さんとする常務官俗吏の一般を指したる次第にて此輩の爲めに養老の法あるときは官に其人の私を安心せしむるのみならず國の經濟の點に於ても人の爲め先に官を存して官の爲めに又その費を増すが如きは通弊を免るゝの利益は少々ならざる可し故に一方に官吏登庸の門を開て他の一方に淘汰の道を塞ぐは事の未だ完全せざるものなり我日本に於ても本年始めて登庸試驗法を定め從來官途仕進の者あれば此法に從て採用することに決したるは文明の美法にて若しも法の如く實際に行はれたらば我輩の最も贊成する所あれども其行はるゝと否とは姑く擱き斯く一方に進むの門を開くからには同時に人を減ずるの法を工夫するも又甚だ大切なる可し

王政維新以來は武士の祿制廢せられて家に常祿を有するものなし唯維新の功臣にして政府より賞典の祿を賜はりたるもあるなれ共是等は少數にして殆んど言ふに足らず其外には賞勳年金の規則のみにして勳章を帶ぶる人には終身これに附着したる年金の給與ありと雖も謂ゆる養老金は制度とは全く其性質を殊にするものなり我輩は見る所に於て其性質を備へたりと信ずるものは明治十七年一月我政府の制定したる官吏恩給令にして之より前、陸海兩軍には既に恩給令は設けありしと雖も其事、兵事に屬するものなれば之を論せず今爰に恩給令の箇條を見るに官吏滿十五箇年以上奉職し年齡六十に至りて退官を許したる者又は年齡六十に至らざるも滿十五箇年奉職し後廢官、廢廳若くは不治の疾に罹り其職に堪へずして官を罷めたるものには終身之を給與す而して恩給の金額は退官現時の俸額に依るものにて奉職滿十五箇年は俸給年額の二百四十分の六十となし爾後滿一箇年毎に二百四十分の一を加へ滿三十五年に至り二百四十分の八十即ち俸給年額三分の一に至て已むものなり又奉職年數の計算は明治四年八月より起算するの定めなりしと云へば恰も昨十九年の八月には十五年以上奉職の官吏にして其年齡六十に昇りたるものが令に依り退隱恩給を乞ふことを得たるの都合ならんと雖も爰に鄙見を陳ずれば奉職十五年の制限は兎も角も虚弱なる東洋人の身體に於て六十の年齡は平均して西洋人の六十歳に異なる所も多くして日本の六十歳は繁劇の事に堪ふる者多からざるの常あれば假令へ六十歳に達せざるも此令の範圍内に於て速に恩給を附與し官途社會を退かしむるの法得策ある可し倘ほ其以下の年齡の人と雖も必ずしも磨官廢廳を期せず又不時の疾病に罹るをも待たず隨時恩給の典に浴するを得せしめたらば本論の精神たる新舊代謝老壯交代の點に於ても大に其便利あるべきとなり日本の恩給令を英國に比較するに英國の制限は十箇年以上にして日本の制限は十五箇年なり日本恩給金の最高額は俸給の三分の一なれ共英國の額は其三分の二なるが故に此點に於ても英國が退隱の官吏を待遇するの優なる日本の上に在るみと數に於て明白なり又養老金を給與するの精神は必ずしも其老衰を養はしむるの一目的に非ずして半は過去の功勞に酬ひん爲めのものなれば其人の年齡よりも寧ろ在職年限の長短を標準とすべきこと適當にして例へば二十にして官に仕へ奉職三十年を經て五十の齡に達したる人と五十にして官に仕へ十年を過ぎて六旬の老翁となりたる者と孰れの功勞を重しとすべきや後者の前者に及ばざると素より論を俟たず其他尚ほ細目に渉りて議論したらば一家の考案もあれ共今日の實際の事は當局の人の知るべき所にして我輩は之に喙を容るゝ能はざるも唯今の恩給令なる者に多少の修正を加へ務て老年の人をして其官途社會の地位を後進少壯有爲の人に讓らしむるの途を便利にするを偏に希望して已まざるあり

本論の旨趣を約言すれば時勢の變遷と與に少壯の人を官途にも用ふるの手段大切なれ共先進の老人にして何時までも官途に執着し路を後進に讓らざるは有樣にては社會は人事停滯するの恐あるが故に養老金の法を實施して老壯の交代を速かならしむべしと云ふに在る者なれば今は官吏の數を減ずべしと云ふは本論の眼目に非ざれども又一方に就て政費節倹官吏減員は議論を實行するにも例の情實論の存在して難澁なる場合多ければ是れも養老金の法を以て其情實を制止するあと難きに非ざる可し兎に角今日の處にては假令へ官吏の數は同一なりとするも養老恩給の法を行ふて隨て老壯交代の途容易なりとすれば我輩は先づ之を以て一時を滿足する者なり

（完）

官報

○海軍省訓令第百十七號　　海軍一般

明治十九年（十月）要第六五八號海軍下士卒拔擢進級取扱概則中第三條第四條ヲ改正スル左ノ如シ

明治廿年十月卅一日　　海軍大臣伯爵西郷從道

第三條　前條ノ候補名簿ヲ作ルニ際シ軍港司令官艦隊司令官ハ部下艦船署長ノ其地及近傍ニ在ル者ヲシテ拔擢名簿取捨ノ議ニ參セシメ又先任ノ機關監軍醫監主計監各一名ヲシテ各部下士ノ拔擢名簿取捨ノ議ニ參セシメ參謀長ハ司令長官司令官ニ直隷スル艦船長ノ其地及近傍ニ在ル者ヲシテ拔擢名簿取捨ノ補助トシ又先任ノ機關監軍醫監主計監各一名ヲ各部下士ノ拔擢名簿取捨ノ補助トス可シ○第四條　候補名簿ヲ鎭守府ニ移スハ六月三十日ヲ期限トシ其停年ヲ算スルハ三月一日ヲ以テス

○遞信省告示第百九十一號

尾張國中島郡稲葉郵便局ヲ稲澤郵便局ト改稱ス

明治廿年十月卅一日　　遞信大臣子爵榎本武揚

（以上本年十月三十一日官報）

雜報

○日支獨露の同盟　横濱ヘラルドの天津通信に曰く北京よりの報知に據れば魯西亞、獨逸、日本、支那の四箇國は朝鮮の政略につき同盟をなし其同盟は東京及び北京の露獨兩國公使の間に締結したる趣あるが英吉利、佛蘭西及び他の諸國が之に加はらざりしは如何なる理由にやと人々疑を懐き居れり果して斯るあとのありしや云々

○三國の同盟　露國が土耳其領内を蠶食せんとするの意あるを拒ん爲め伊國が獨、墺二國と同盟したる事の大略は屢々時事新報に記載したるが今一昨日着したる諸報を參觀するに伊國總理大臣クリスピー氏は先頃ビスマーク公に面會の時獨伊兩國の同盟に於て獨逸が受くる利益の代りに伊國にも享受すべき利益即ち獨逸は埃及、トリポリ、アルバニヤに向つて爲すあらんとする伊國の政略を補助すべしとの箇條に付て獨逸が充分力を盡すべき事を信せしめ先以て伊國をして此同盟を固守せしめんとするには地中海に於て伊國の權力を擴張するを助けざる可らずとの事を申出し請求稍や承諾されて終に獨墺伊三國の同盟を結着せる者の如し左れど伊國が地中海に於て爲さんとする事は他の二國に心を體くを要せず自由自在に働く事を得べく且伊國が之に付て露國或は佛國と利害を異にする所より紛紜を生ずる時は獨墺二國より充分援助すべき事、若し獨佛の間に戰端の起るに至らば伊國は飽まで中立の權理を維持して動かざるべき事等の約束成るに至れり斯く三國は同盟成就して漸々詳細の事實の世間に現るゝに隨れ敢て亦之を無根とするものなき有樣を見聞せる露國は與論は非常に激昂し露國は是非獨逸と確然たる一盟約を爲し此三國の同盟を破らざるべからずと政府に向つて請求し居れるよし又右三國の同盟は五箇年間固守する約束なりと云ふ

○最速の軍艦　十月十…
ライト河畔に於て新造…
セント號は軍艦中の最…
せし其結果と見るに通…
半餘を走りたれば充分…
分一に達するは相違な…
ば大洋を往復する最速…
蘭クヰンスタウンより…
と五時間にて達そると…
及びアムブリヤ等は目…
も右兩所の間を往き或…
にては決して先方に達…
は尚は此の上は同様迅…

○新發明輕便船　佛國…
如何ふも輕便にして…
包とあして人々自由に…
そには一分時間を費し…
滿三箇年を持續すべく…
を生すと雖も沈沒の惧…
製靴師にても能くそべ…
らは損所ある船に異なる…
なるものは乘客一百人を…
めに用ふるものは長さ…
キログラム（我六貫六百…
て此代價は百七十二圓…
外帆走船は舟遊に供す…
揚り海上を航行するも…
險なし何れも大小に隨…
體を二箇に分ち相並んで…
二船となそとも隨意に…
あり其外長さ三丈三尺…
船の端艇となすべく代價…
國に往來すべし佛國の…
へ郵便會社にても用ふる…

○繭、生絲、織物共進會
府出品の綿セルフトと稱…
は東京府人の考へに出で…
體を隣に乞ふの嫌ひある…
品は一から十まで東京府…
故に之きを東京府民の手…
場合もある事ならん獨…
縮珍織は同氏が設けたる…
ものにて純粹なる東京府…
之れを西陣に比して猶…
一機軸を出せり就中同氏…
好に適して模樣柄上出來…
丼に薄松葉色博綺織は最…
とは色と需用如何に願…
洋服地は立派なて特に…
出品の西陣帯地は果して…
らされども其の結び下げ…
て記しるるは如何にも…
軸にて餘り感心は致さず…
出品の紅梅獨子の原料…
しく白羽二重に花鳥を…
程見ゆれども何生地利に…

舶來帽子

青陽樓 表神保町出店一週年祭相當景品呈上
右ニ附當本店ニ於テハ金二十錢特別料理調進
南傳馬町三丁目 青陽樓

帝國大學一覽 從明治二十年至同二十一年 定價金卅錢
右印刷ス
明治二十年十月 帝國大學

印刷局製
印刷局抄製造ノ抄紙…